

介護保険

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ支援策のご案内です

制度の名称	介護保険の窓口負担の減免措置
支援の種類	a)介護サービス事業所等の窓口での支払い免除 b)支払った介護保険の利用料の還付
支援の対象者	次の①～⑤に該当し、介護保険サービスを利用している方 ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
制度の内容	a)介護サービス事業所等の窓口での支払い免除 介護サービス事業所等の窓口で、支援対象者であることを申告すれば、介護サービス利用料の支払いは不要となります。 ・ 災証明書の提示は不要です。 ・ 食費・居住費などはお支払いください。 ・ 令和2年1月31日までの措置です。 b)支払った介護サービス利用料の還付 支援対象者であるが、介護サービス事業所等の窓口で令和元年10月利用分以降の介護サービス利用料を既に支払った場合は、 <u>還付申請</u> をすれば戻ってきます。 <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>[還付申請先] 鹿沼市役所介護保険課(本庁1階⑩番窓口)・</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>[必要なもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 領収書(利用料の明細が記載されているもの) ・ 災証明書等 ・ 介護保険被保険証 ・ 印鑑(朱肉を使うもの) ・ 通帳(本人の口座) <p>→本人以外の口座に入金を希望される場合は委任状をご提出ください。</p> </div>
お問い合わせ先	鹿沼市保健福祉部介護保険課 0289-63-2283 本庁新館1階⑩窓口